

◎佐賀県条例第25号

国営土地改良事業負担金条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金条例（昭和45年佐賀県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特別徴収金)</p> <p><b>第4条の2</b> 県は、国営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。）、国営市町村特別申請事業及び法第88条第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8及び附則第13項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この条において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目</p>	<p>(特別徴収金)</p> <p><b>第4条の2</b> 県は、国営土地改良事業（法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業（公有水面埋立法（大正10年法律第57号）により行うものその他国の所有に属する土地について行うものに限る。以下同じ。）、国営市町村特別申請事業及び法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該国営土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を当該国営土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「政令」という。）第53条の8及び附則第5条に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この条において同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため</p>

改正前	改正後
<p>的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合又は政令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 県は、法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業により造成された土地を造成地取得者又はその承継人が、法第94条の8第5項（法第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による土地の取得があった日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を法第94条の8第4項（法第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令第53条の8及び附則第13項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は政令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、政令第53条の12に規定するところにより、特別徴収金を徴収する。</p> <p>5 略</p> <p>6 県は、関連土地改良事業の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業の工事の完了につき法第113条の2第2項又は第3項の規定による公告があった日以後8年を経過する日までの間に、当該土</p>	<p>所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該国営土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合又は政令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 県は、法第87条の2第1項の規定により国が行う同項第1号の事業により造成された土地を造成地取得者又はその承継人が、法第94条の8第5項（法第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。）の規定による土地の取得があった日以後8年を経過する日までの間に、当該土地を法第94条の8第4項（法第94条の8の2第6項において準用する場合を含む。）の規定により公告されたその土地の用途以外の用途（政令第53条の8及び附則第5条に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合又は政令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、政令第53条の12に規定するところにより、特別徴収金を徴収する。</p> <p>5 略</p> <p>6 県は、関連土地改良事業の施行に係る地域内にある土地（当該国営市町村特別申請事業の施行に係る地域内にあるものに限る。）につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該関連土地改良事業の工事の完了につき法第113条の3第2項又は第3項の規定による公告があった日以後8年を経過する日までの間に、当該土</p>

改正前	改正後
<p>地を当該関連土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令第53条の8及び附則第13項に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合又は政令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>7 略</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （負担金の徴収方法の特例）</p> <p>2 政令附則第22項の規定により農林水産大臣が指定する国営土地改良事業に係る第4条の規定の適用については、当分の間、同条各項中「元利均等年賦支払」とあるのは、「農林水産大臣が定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」とする。</p> <p>3 政令附則第23項の規定により農林水産大臣が指定する国営土地改良事業に係る別表の規定の適用については、当分の間、同表中「<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3年</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12年</span>」とあり、「<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2年</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15年</span>」とあるのは、 「<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間</span>」とする。</p>	<p>地を当該関連土地改良事業の計画において予定した用途以外の用途（政令第53条の8及び附則第5条に規定する用途を除く。以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該関連土地改良事業による利益を受けていないものとなっている場合又は政令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から、特別徴収金を徴収する。</p> <p>7 略</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （負担金の徴収方法の特例）</p> <p>2 政令附則第7条第1項の規定により農林水産大臣が指定する国営土地改良事業に係る第4条の規定の適用については、当分の間、同条各項中「元利均等年賦支払」とあるのは、「農林水産大臣が定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払」とする。</p> <p>3 政令附則第7条第2項の規定により農林水産大臣が指定する国営土地改良事業に係る別表の規定の適用については、当分の間、同表中「<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3年</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">12年</span>」とあり、「<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2年</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">15年</span>」とあるのは、 「<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">25年を超えない範囲内で農林水産大臣が定める期間</span>」とする。</p>

改正前					改正後				
4 略 別表（第3条、第4条関係）					4 略 別表（第3条、第4条関係）				
事業名	徴収率	支払期間		利率	事業名	徴収率	支払期間		利率
		据置期間	徴収期間				据置期間	徴収期間	
略					略				
国営かんがい排水事業筑後川下流地区（国営市町村特別申請事業）	基幹施設以外の施設における平成5年3月31日までの事業費に係る負担金については100分の25、同年4月1日以後の事業費に係る負担金については100分の24	2年	15年	旧令第52条第6項に規定する一般事業費額及び指定日前特定事業費額に係る負担金の部分については年5分、同項に規定する指定日後特定事業費額に係る負担金の部分については旧令第52条の2第9項の規定に基づき同負担金の部分に係る利率として農林水産大臣の定める率	国営かんがい排水事業筑後川下流地区（国営市町村特別申請事業）	基幹施設以外の施設における平成5年3月31日までの事業費に係る負担金については100分の25、同年4月1日以後の事業費に係る負担金については100分の24	2年	15年	旧令第52条第6項に規定する一般事業費額及び指定日前特定事業費額に係る負担金の部分については <u>国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率</u> 、同項に規定する指定日後特定事業費額に係る負担金の部分については旧令第52条の2第9項の規定に基づき同負担金の部分に係る利率として農林水産大臣の定める率

改正前	改正後
<div data-bbox="248 277 1099 336" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> 備考 略	<div data-bbox="1171 277 2022 336" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> 備考 略

附 則

この条例は、土地改良法等の一部を改正する法律（平成29年法律第39号）の施行の日から施行する。ただし、第4条の2第1項の改正規定（「第13項」を「第5条」に改める部分に限る。）、同条第4項の改正規定、同条第6項の改正規定（「第13項」を「第5条」に改める部分に限る。）、附則第2項及び第3項の改正規定並びに別表の改正規定は、公布の日から施行する。